

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2回)こども加算分 追加申請書(請求書)

日進市長 宛

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。
 なお、本申立の内容に相違ありません。

1. 申請・請求者(世帯主)

記入日 令和 7 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日進市 日中に連絡可能な電話番号 ()

2. 代理申請・受給を行う場合

(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め物価高騰対応重点支援給付金(第2回)の { 申請・請求 受給 } を委任します。 ←法定代理の場合は方法の選択は不要です。		世帯主氏名 署名(または記名押印)

※世帯主の記名押印をしてください(認印可)。
 ※記名押印に代えて署名のみとすることができます。

3. 新たに申請する対象児童(令和6年12月14日～令和7年7月31日生まれ)

	(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
1		令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
2		令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
3		令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ

4. 振込口座(原則、1. 申請・請求者(世帯主)名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

希望する振込口座について、□にレ点を記入してください

- ①令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2回)と同じ口座への振込を希望する
- ②特別な事情により、下記の口座への振込を希望する

【振込口座記入欄】 ※下欄に記載し、振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※			

(注) 金融機関の口座がないなど、やむを得ない事情があり、口座振込以外の方法を希望する場合は、以下の欄に記入してください。

- 口座振込以外での受取を希望します。 ※受取方法について、後日、市からご連絡します。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認してください。

- ① 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2回)こども加算分(以下「本給付金(こども加算分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
※本給付金(こども加算分)の支給対象となるには、以下の要件のいずれかを満たす必要があります。
ア 令和6年12月13日時点で市の住民基本台帳に記録されている平成18年4月2日以降から時点日までに出生した児童。
イ 令和6年12月14日から令和7年7月31日までに出生した児童で日本国内の住民基本台帳に記録されている児童。
- ② 本給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、日進市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、日進市において支給決定をした後は、本給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
- ⑤ 日進市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、日進市が定める期限までに、日進市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は本給付金(こども加算分)を受給できません。
- ⑥ 重点支援給付金の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金(こども加算分)を返還します。

提出書類

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2回)こども加算分 追加申請書(請求書)

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者(世帯主)本人の確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者(世帯主)の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険被保険者証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)』(特別な事情により新たに振込先を指定する場合)

※振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

令和6年12月14日から令和7年7月31日までに出生した児童で市の住民記録に登録した記録がない児童がいる場合のみ当該児童が記載された『住民票(全員)の写し(コピー)』

(代理確認・受給を行う場合は以下の書類も必要です。)

『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

※代理人の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険被保険者証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。